

# 武雄市農業委員会

平成29年10月総会議事録

平成29年10月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年10月5日(木)  
(開会)午後9時00分 (閉会)午後10時20分
2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室
3. 出席状況 出席者34人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		(欠 員)	—	
中村和仁	○		本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳満	○		下平寅義	○	
西村元吉	○		松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜	○	
向井健作	○		安永和廣	—	○
中野重信	○		浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	—	○	川内智彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項
- |  |    |
|--|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について                 | 7件 |
| 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について                 | 1件 |
| 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について                 | 9件 |
| 議案第4号 農地転用後の事業計画変更 及び 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第5号 農用地利用集積事業計画(案)について                   |    |
| 議案第6号 農用地利用配分計画(案)について                     |    |
| 議案第7号 農業振興地域内、農用地からの除外について                 |    |
| 議案第8号 武雄市非農地証明について                         | 3件 |
| 報告第1号 農地等形状変更届出について                        | 1件 |

5. 議事内容 下記記載

---

《開会》

---

**事務局長** それではただ今から、平成29年10月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、16番古川秀文 委員、30番安永和廣 委員より欠席の届け出があっております。

欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

審議の前に、先月質問等がありました件の回答をいたします。

**事務局** 先月、質問事項が3件ありました。1つ目です。「登記簿と現況が異なるものがあるが、市の税務課はどうやって確認をしているのか。」という質問がありました。これについて現課に確認したところ、「新築時の家屋調査、農業委員会への照会結果、所有者からの申告等により現地の確認をして、地目の変更・決定をしている」ということでした。

今後も農地パトロール等で無断転用等があった場合は、ご指導をよろしくお願ひします。

二点目。県の事業等で土地を収用され、移設・農地転用の手続きが必要になった場合です。先月、北方町で始末書付きという案件がありましたので、県に確認したところ、申請はあくまでも本人であるとの事です。ただ、土木事務所から申請の手続き等の説明があるそうですので、今回の場合は指示不足であったのではないかとということで、農産漁村課から土木事務所に対し、指示の徹底等をお願いしていただいております。

三点目。「ハウスまでの道路の舗装がしてある分は転用が必要か。」という質問ですが、「農地に農作物の栽培のため、通路、進入路、機械・施設等を設置する場合、その部分が農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、その農地から独立して他の用途への利用又は取引の対象となり得ると認められないときは、当該部分を含めて農地として取り扱われる。」と明記をしておりますので、進入路については、自分の土地を使つての進入路は転用の必要がございません。他人の土地を使つての進入路は、舗装してあつてもしてなくても転用が必要になります。

農地の取り扱いは難しいですが、参考資料として4条の場合の農地の取り扱いを書いたものをお配りしておりますのでご確認下さい。

以上です。

**会長** 事務局の説明に対してご質問はありませんか。

〇〇番委員 了解しました。

事務局長 それでは、会長のあいさつをよろしく申し上げます。

---

**《議事録署名人指名・報告事項》**

---

会 長 皆様ご承知のとおり、先月の28日の臨時国会冒頭で解散をされ、10日告示、22日投票になっております。その後政界でも動きがあり、どうなるかは分かりませんが、皆様方の清き一票をお願いしたいと思います。

農業新聞で9月15日現在の作況指数が発表されておりましたが、全国的には100で「例年並み」です。佐賀県では104で「やや良」です。今日、委員さんが「ひのひかりを収穫したら初めて事のようにたくさん取れた」と言っておられたということで、104は間違いはないのではとっております。104となると10アール当たり541キロということで、60キロでは9俵となります。

今、ウンカ被害ということで、私のところも1枚被害に遭い、29日に消毒をいたしました。1週間は入れなくなるため、もう1枚は消毒しないでいたところ、翌朝になったらそこも被害に遭っていました。

作況指数が最終的にどうなるかは分かりませんが、皆さん注視していただきたいと思えます。

それでは、ただ今から平成29年10月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第8号までの審議をお願いいたします。

また、その後に報告第1号及び第2号を受けたいと思えます。

本日の議事録署名人に、11番 向井健作 委員、31番 浦川宗博 委員を指名いたします。

それでは、審議に入る前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局 先月皆様にご審議いただきました案件は4条が4件、5条が6件、農地転用後の事業計画変更申請 及び 農地法第5条の規定による許可申請が1件ございましたが、すべて県知事の転用許可が出ております。以上ご報告申し上げます。

---

**《議案第1号 農地法第3条 許可申請》**

---

会 長 はい、ありがとうございました。ではさっそく議題に入ります。議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が7件提出されております。この7件の案件について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、402㎡。「譲渡人が市外在住で維持管理ができないため譲渡したい。」というものです。農地の価格は反当たり〇〇万円です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田2筆、1,324㎡。「譲渡人が体調不良により耕作できなくなった。譲受人の経営規模拡大のため。」です。こちら、反当たり〇〇万円です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、118㎡。「譲渡人が市外在住で維持管理ができない。」というものです。農地の価格は全体で〇〇万円です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田2筆、2,719㎡。「譲渡人が県外在住で維持管理ができない。」というものです。こちら、反当たり〇〇万円です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,026㎡。「譲渡人が高齢のため、維持管理ができない。」というものです。反当たり〇〇万円です。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の田1筆、182㎡と畑2筆、1,024㎡。「譲渡人が高齢で維持管理ができない。譲受人の経営規模拡大。」です。こちら山林も一緒に売ってあり全体で〇〇万円でしたので、割戻すと、農地は反当たり〇〇円です。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の田1筆、731㎡。「高齢のため耕作できないので、近隣で耕作する譲受人に譲渡したい。」というものです。こちらは反当たり〇〇万円です。

こちら、7件とも判断基準は全て満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

はい、議案の説明が終わりました。この7件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員

4番と5番の件です。話し合いが2転3転し、その結果価格が安くなったようです。それと6番の水田は山の陰で、日もあまり当たらない所です。畑は勾配がひどくて、機械の進入路も無いような畑です。そういう事情でこの

ような価格になっております。

会 長 地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始します。ご意見・ご質問があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇番委員 1番の譲受人は、〇〇から畑を耕作しに来るのですか。荒れたりして近所から文句が出なければいいですが。

事務局 申請に来られた際に確認したところ、車で15分ほどの距離という事で「自分が耕作しに来ます。」との事でした。畑に隣接して子供さんの家があり、車はそこに置かれるということで、一緒に耕作をされるのではないかと思います。

〇〇番委員 あそこであれば問題ないと思います。

〇〇番委員 地元の方が「問題ない。」と言えば、それでいいと思います。

会 長 それでは、ほかに質疑もないようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による7件の許可申請については、許可することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号1番、農地法第3条の規定による7件の許可申請については、許可することに決しました。

#### ————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番。土地は〇〇町の田2筆、925㎡です。「隣接する〇〇から駐車場として利用したいという相談があったため、整備して貸駐車場としたい。」というものです。農地区分は用途地域内ですので第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりました。この案件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 特に無いようですので質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 いいですか。(はい。)意見もないようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

### ————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が9件提出をされています。この9件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

申請番号1番。賃貸借権設定。〇〇町の田4筆、6,078㎡のうち3,082.49㎡です。申請事由は「新規就農支援対策として、研修ハウスを設置した。それに伴い事務所棟、就農ハウスの設置、駐車場の整備をしたいというものです。こちら農振の軽微な変更の届をされ許可が済んでおります。既に収納ハウスと井戸を掘っており、これについて始末書を添付されています。

農用地区域内にある農地ですので、用途区分変更で許可し得ると判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑3筆、1489㎡。「酪農業を営んでおり、家畜の排泄物の臭気苦情対策として、堆肥舎と堆肥保管庫を新設したい。」というものです。こちらも既に整地をしてあり、その分の始末書が添

付されています。

「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、145㎡。「住環境の整った申請地で、宅地分譲を行いたい。」というもので、宅地ひと区画を予定されています。

こちら、用途地域となっておりますので第3種農地で「許可し得る」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、162㎡。「建設業を営んでいるが、資材は業者に預けている。所有者の快諾が得られたので、事務所に近い当該地に貸資材置き場と駐車場を作りたい。」というものです。

「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、144㎡。「昭和50年頃自治公民館を建てた際から、転用手続きをしないまま通路として利用していた。」というものです。こちらも始末書が添付されています。

「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地、「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」で許可し得る、と判断しております。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、299㎡。「現在、譲受人の実家で同居しているが、子供の成長に伴い手狭になったので、妻の実家隣に一般住宅を建てたい。」というものです。

「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。使用貸借権設定。〇〇町の田2筆、404㎡。「現在両親・祖母・子供3人と住んでいるが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、実家近くの申請地に一般住宅を建てたい。」というものです。

「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地、「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」で許可し得る、と判断しております。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、208㎡。「現在妻の実家で同居しているが、子どもが増え手狭になったため、譲受人の実家近くに一般

住宅を建てたい。」というものです。

「水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね50m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存在する。」として第3種区域で「許可し得る」と判断しております。

申請番号9番。使用貸借権設定。〇〇町の畑1筆、448㎡。「現在廃棄物に関する業務を営んでいる。業務用の車両を駐車したり、資材を置いている場所は低地で、水害時は車両等の避難場所が必要である。また、申請地側に社宅があり、入居者の駐車場としても利用したい。」という事で、貸駐車場、貸資材置き場で申請が出ております。

「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長** はい、事務局から説明がありました。1番及び2番の案件につきましては、9月28日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成29年9月28日午後1時30分から調査委員会をB班及び地元農業委員により、武雄市役所1階会議室及び現地で開催いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請番号1番の、申請人〇〇の「事務棟・収納ハウス及び駐車場」について、〇〇から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1. 「駐車場に砂利等は敷かないのか。」という質疑があり、「まずは整地をしてバラスを敷きます。」という回答がありました。

2. 「ボーリング工事をされていたようだが、何のためか。」という質疑があり、「井戸を掘っています。井戸水は、ハウス内で使います。県の水質調査を受け、鉄分等、問題ありませんでした。」と回答がありました。

3 「U字溝で処理できない排水はどうなるのか。」という質疑があり、「地下にコルゲートを入れて、水路に放流します。」と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、議案第3号 申請番号1番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による申請番号2番の、申請人 〇〇氏の「堆肥発酵施設」について、申請人から、転用理由、転用計画等の

説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1.「堆肥から出る水分が流れ出したりしないのか。」という質疑があり、「発酵させ攪拌するので水分は出ません。」という回答がありました。

2.「牛舎から施設まで糞をどうやって運ぶのか。」という質疑があり、「距離は50mもないが、2t車で運びます。」と回答がありました。

3.「できた堆肥は販売しないのか。」という質疑があり、「畜産クラスター事業に通れば、補助の要件に乳牛を増やすか堆肥の販売をすることが上げられているので、販売についても検討しています。」と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、議案第3号 申請番号2番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

**会 長** はい、ありがとうございました。1番及び2番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る3番から9番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番委員** 5番の件です。これは公民館の取り付け道路を転用された案件です。国土調査でも圃場整備でも計画に入っていなかった、ということで現在に至ったという風な説明を受けましたので、その旨ご報告します。

**会 長** 7番の件です。現在家が建っている土地に家の新築を計画したところ、取り付け道が狭いので新築ができなかったそうです。そこで、今回の申請地であれば道もあり、消防関係の許可もとれるだろうということで、申請されています。圃場整備地ではありますが、やむを得ないと判断をいたしました。

**〇〇番委員** 8番の件です。譲渡人の住所は現在〇〇市ですが、申請地の隣に親が住んでいます。住宅ができれば、親は子供の家に移る予定になっています。

**会 長** 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** 特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による9件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による9件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

〇〇番委員 議案とは直接関係ありませんが、資料の位置図が10年ぐらい前の古いものがそのまま使われています。事務局で追加記入するなり、検討をお願いします。

#### ————— 《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出をされています。この1件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。土地は〇〇町の田5筆、1670㎡、畑1筆、227㎡。こちら、平成26年の8月28日に駐車場として許可が出ています。「〇〇のバス駐車場及び乗用車駐車場が不足していたため、当該地に整備した。しかし、車両及び運転者の安全衛生管理が十分できないため、屋根付き駐車場を建設した。」というもので、既に屋根付き駐車場が建っており、始末書が添付されています。  
以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 はい、ただいま事務局から説明がありましたが、この案件につきましては、9月28日に調査委員会B班に調査を依頼しておりましたので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（〇〇番委員）

議案第4号 農地転用許可後の事業計画書変更申請番号1番の、申請人〇〇の「駐車場」について、〇〇から転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1. 「変更許可後の事業変更はいつまで必要なのか。」という質疑があり、「転用完了届がされておらず、地目は農地のままなので事業変更申請が必要です。」と事務局より回答がありました。そこで、「転用完了後は速やかに届をするように」と指導をしました。
2. 「いつ屋根付き駐車場を建設したのか。」という質疑があり、「許可後、半年後です。」と回答がありました。
3. 「駐車できる台数が減っているがどういうことか。」という質疑があり、「当初、計画していた程、利用者がそれほど増えませんでした。」と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、議案第4号 申請番号1番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 許可後にまたこのようなことがあった場合、事務局としてどのような対策を考えていますか。確約書は取っていますか。

事務局 面積が広い案件は県の許可書の裏に条件が付く場合があります。特に、建物が建たない案件、条件付き分譲住宅とか、資材置き場とか、駐車場については、条件が付いております。内容は、「許可にかかる工事が完了するまでの間、許可日から3か月後、およびその後1年おきに、報告書を農業委員会を経由して県知事に報告を行うこと。また、許可にかかる工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること」となっています。

この案件についても恐らく条件が付くと思いますので、今後はこういうことが無いように報告を促して、指導をしていきたいと思います。確約書は取っておりません。

〇〇番委員 後から建物が建って、地元の農業委員は何をしていたのかと言われたいようにしないとイケません。

会 長 これは私の考えですが、農地法の3条で権利移動をする際に3年間は耕作をする旨の確約を取りますので、それと同じように農業委員会として3年間は制限をかけるように条件を付けるよう、事務局と調整して県に働きかけるようにしたいと思います。それでいいでしょうか。

(異議なし)

会 長 他にありませんか。(なし) 無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきましては、本委員会としては、承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。  
1ページをご覧ください。平成29年度第7号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。再設定、	10件、	13筆、	30,956㎡。
橘町。	田。新規、	1件、	1筆、	2,842㎡。
	再設定、	23件、	44筆、	67,390㎡。
朝日町。	田。再設定、	8件、	13筆、	13,290㎡。
若木町。	田。再設定、	7件、	9筆、	13,080㎡。
武内町。	田。新規、	10件、	20筆、	13,236㎡。
	再設定、	2件、	2筆、	4,238㎡。
東川登町。	田。再設定、	15件、	24筆、	25,922㎡。
山内町。	田。再設定、	17件、	33筆、	35,314㎡。
北方町。	田。再設定、	4件、	7筆、	22,107㎡。

となっております。4ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については43ページ、44ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

続きまして3ページをご覧ください。平成29年第7号所有権移転計画（案）について記載をしております。詳細については42ページに記載をしております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見もないようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成29年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

---

《議案第6号 農用地利用配分計画（案）》

---

会 長 次に、議案第6号を議題とします。武雄市農用地利用配分計画書（案）について農林課から説明をお願いします。

農林課 農林課の水町と申します。議案第6号についてご提案いたします。

今回、中間管理事業を活用した利用権設定について、5町から12件、17筆、29,171㎡の申し込みがっております。

先ほど第5号議案において、佐賀県農業公社の農地利用集積計画についてご承認いただいた件ということになります。

このことにつきまして、農業公社から受け手への配分について、武雄市の案を農業公社へ提案する必要がありますので、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。

詳細については2ページに載せています。今回の配分計画については、武雄町の田4筆、7,914㎡、橘町の田8筆、13,543㎡、朝日町の田1筆、1,708㎡、武内町の田1筆、1,366㎡、東川登町の田3筆、4,640㎡について、7経営体の受け手への配分となっております。始期は全筆とも平成29年11月1日を予定しています。借受の期間は10年ないし5年です。賃料、借受者の概要については記載している通りです。

今回お願いしているのは、全筆ともJAの農用地利用円滑化事業から農地中間管理事業への移行という事であり、事実上の再設定です。今後、JAの円滑化事業において終期を迎えるもののうち一定の要件を満たすものについては、農地中間管理事業のほうに移行をしていくということで、JAのみどり地区と佐賀県農業公社のほうで合意がなされているということです。

この配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

会 長 JAを経由して借りていて終期を迎えた分の再設定は、今後、中管理機構に移っていくという説明でした。それでは議案第6号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませつか。

〇〇番委員 東川登町の1番の件で、受け手が82歳となっておりますが、大丈夫でしょうか。

〇〇番委員 勤め人の息子がいて一緒にやっているので問題ないと思います。

会 長 よろしいですか。(はい)。ほかに質疑が無いようですので、議案第6号の質疑をとどめます。議案第6号 武雄市農用地利用配分計画(案)に対する意見につきまして、武雄市農業委員会としては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第6号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきましては原案どおり承認することに決しました。

### ————— 《第7号議案 農業振興地域内 農用地からの除外》 —————

会 長 次に議案第7号を議題といたします。「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の中島と申します。議案第7号の説明をいたします。農業振興地域内、農用地からの除外について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第2条の2第2項の規定により、農業委員会からのご意見を伺いたいと考えております。

今回の案件は、農用地からの除外が12件、31筆。農用地区域に編入する土地が1件、2筆です。では4ページをご覧ください。

1番から4番までの除外目的は「植林」です。除外を必要とする理由は、私共も現地を見に行きましたが、中山間地に位置をしており、イノシシ等の被害で耕作ができないとか、農作業機械の進入路がないとか、高齢になり農地としての維持管理ができないとか、そのような状況であったという事で、4件とも始末書を付けて申請書が提出されています。なお3件目については全体の植林ではなく、境界に植林がされておりました。

5番は、社会福祉法人の施設の職員駐車場が不足しており、安全確保のため30台ほど確保したいというものです。

6番は、新幹線工事の関係で従来の駐車場が利用できなくなり代替地を一時転用して仮駐車場を確保していたが、元駐車場の利用見通しが立たず代替地もないため、仮駐車場を期間満了後も利用したいというものです。

7番は、遊技場の店舗増築により駐車場が不足するために、隣接する農地を転用したいというものです。

8番は、子どもの成長で借家が手狭になり、一般住宅建設のために実家付近の農地を転用したいというものです。

9番は、建設業者の資材置き場が手狭となり、新たに資材置き場を設ける

ために転用したいというものです。

10番は、太陽光発電の送電線柱設置のため、農地の一部を転用したいというものです。

11番は、電気設備工の事業者から、事業拡大により工事用の資材置き場と従業員駐車場のため転用したいというものです。

12番は、事業者が、現在借りている駐車場が大雨等の場合に周辺道路が冠水し通行止めになるなど支障をきたしているため、申請地に駐車場を確保したいというものです。

次に7ページをご覧ください。こちらは農用地区域へ編入となります。1件、2筆です。平成27年10月に農家用住宅として除外の決定を受けたが、その後申請者の方が計画を断念されたので、今後も農地としての利用を行いたいとして申請が出されております。

以上、説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

会 長 私から質問します。10番の太陽光の送電線柱ですが、設置した後のメンテナンスは九電ではなく、申請者がすると理解してよいでしょうか。

農林課 その通りです。

会 長 ほかに無いようですので質疑をとどめます。議案第7号「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見」については、原案通り承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は承認されました。

---

### 《議案第8号 非農地証明》

---

会 長 次に議案第8号、武雄市非農地証明を議題といたします。武雄市非農地証明につきまして、3件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号、武雄市非農地証明願について説明します。

申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、429㎡です。こちらは「平成5年に地区の農機具格納庫等を建設して利用していた。」というもので、「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」ということで、非農地処理事務処理要領の第5号に該当すると判断し

ております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑1筆、89㎡です。こちら「農道がなく、休耕地となってしまった。」というもので、20年以上耕作されていないということです。「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地。」ということで、非農地処理事務処理要領の第4号に該当すると判断しております。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑1筆、24㎡です。「平成5年頃から住宅街の道路として使われていた。」ということで、こちらも事務処理要領の第5号に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第8号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第8号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

---

### 《報告第1号 農地等形状変更届出について》

---

会 長 本日の審議事項は以上で終了し、次に報告事項に移ります。  
報告第1号「農地等形状変更届出について」、1件の届け出が提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。番号1番。農地は〇〇町の田3筆、

542㎡です。変更内容は、水はけが悪く耕作しにくいいため、田の嵩上げ1mを予定されており、変更後は米を作るという届出になっております。

以上報告いたします。

会 長 報告第1号「農地等形状変更届出」について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、報告第1号「農地等形状変更届出」の質疑をとどめます。

——《報告第2号 農地法第5条の規定に基づく許可指令書の取り消し願いについて》——

会 長 次に報告第2号を議題といたします。農地法第5条の規定に基づく許可指令書の取り消し願いが1件提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号です。番号1番。〇〇町の田2筆、999㎡です。こちら、先ほど農林課から説明がありましたように、農用地に編入をする土地になっています。平成27年12月24日に農家住宅への転用許可を受けておられました。その後、売買価格が折り合わなかったため住宅建設を断念され、許可の取り消し願いがされておりました。そして平成29年9月25日に県から取り消しの許可が出ています。

以上報告いたします。

---

《閉会》

---

会 長 それでは、本日提出されました議案・報告につきましてはすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成29年10月の農業委員会総会を終わります。